（別紙6）

指定管理運営業務に係る情報の公表の実施に関する要領

1　目的

この要領は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）が行う公の施設の管理運営業務に係る情報について、その公表の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2　公表する情報

共同事業体は、次の（1）から（7）に掲げる資料を自然の家に備えつけ、一般の閲覧に供すること。ただし、大阪府情報公開条例第8条及び第9条に該当すると認められる部分がある場合は、当該部分を削除の上公表する。

（1）指定管理者指定申請書

（2）事業計画書

（3）収支計画書

（4）管理体制計画書

（5）本契約書

（6）各年度の事業報告書

（7）各年度の事業計画書